

〈平成27年度～平成29年度の保険料〉

保険料額は仙台市介護保険条例で定められています。

*公費により0.5→0.45に
軽減しています

所得段階	対象となる方		基準額に 対する割合	年額保険料 (月額換算)
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方		0.45 (*)	29,600円 (2,472円)
第2段階		本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	0.45 (*)	29,600円 (2,472円)
第3段階	世帯員全員が市町村民税非課税で	本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	0.65	42,800円 (3,571円)
第4段階		本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が120万円を超える方	0.75	49,400円 (4,120円)
第5段階		本人が市町村民税非課税で、他の世帯員に市町村民税を課税されている方がいて	0.85	56,000円 (4,669円)
第6段階		本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が80万円を超える方	1.00 (基準額)	65,900円 (5,493円)
第7段階	本人が市町村民税課税で	本人の前年の「合計所得金額」が125万円未満の方	1.10	72,500円 (6,043円)
第8段階		本人の前年の「合計所得金額」が125万円以上200万円未満の方	1.25	82,400円 (6,867円)
第9段階		本人の前年の「合計所得金額」が200万円以上300万円未満の方	1.50	98,800円 (8,240円)
第10段階		本人の前年の「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方	1.65	108,700円 (9,064円)
第11段階		本人の前年の「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方	1.85	121,900円 (10,163円)
第12段階		本人の前年の「合計所得金額」が700万円以上の方	2.00	131,800円 (10,987円)

※世帯員の状況は、保険料の算定基準日となる年度初日（4月1日）のものになります。4月2日以降に他市町村から転入した場合や、65歳に到達したことによって第1号被保険者の資格を取得した場合には、資格取得日現在の世帯員の状況となります。

※合計所得金額とは、「事業」「給与」「年金」「株式の配当」などの収入金額からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額、株式の場合は元本取得のために要した負債の利子）を差し引いた金額と、土地建物等や株式の譲渡に係る分離課税所得の合計で、「基礎控除」「配偶者控除」「扶養控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除をする前の金額です。

なお、「土地建物等の譲渡所得」や「株式の譲渡所得」などの分離課税所得については、「雑損失の繰越控除」「特別控除」をする前の金額です。

※「課税年金収入額」とは、市町村民税の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金などの非課税年金は除きます）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。